

保育体制強化事業の拡充について

保育体制強化事業において、保育の周辺業務を担う地域人材が、園外活動時の見守り等に取り組む場合の補助を拡充

【目的】 地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育支援者）を、保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化する。

【事業内容】 私立保育所及び幼保連携型認定こども園等において、保育支援者（保育士資格を有しない者）が次の業務を行う場合、補助を行う。

保育所、幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ①保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 ②給食の配膳・あとかたづけ ③寝具の用意・あとかたづけ ④外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 ⑤園外活動時の見守り等 ⑥その他、保育士の負担軽減に資する業務
地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業（定員6名以上））、 認証保育所	<ul style="list-style-type: none"> ①園外活動時の見守り等

【実施主体】 区市町村

種別	補助基準額	負担割合
保育所、幼保連携型認定こども園	1か所当たり 月額 100千円 ※園外活動時の見守り等も行う場合、補助基準額を月額150千円に増額	国1/2 都1/4 区市町村1/4
地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業（定員6名以上））、 認証保育所	1か所当たり 月額 50千円 ※補助対象経費は園外活動時の見守り等	都 3/4 区市町村 1/4